

同行援護事業運営規程
【土屋訪問介護事業所 光センター】

(事業の目的)

第1条 光徳産業株式会社が設置経営する土屋訪問介護事業所 光センター（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の同行援護（以下「事業」という。）は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他厚生労働省令で定める便宜を適切に提供することにより、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他当該利用者が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力し、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名 称 土屋訪問介護事業所 光センター

二 所在地 山口県光市光井四丁目27番27号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

二 サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、同行援護計画の作成の業務のほか、事業所に対する同行援護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

三 従業者 2.5名以上

従業者は、同行援護計画に基づき、サービスの提供を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。(祝日 12/30日～1/3は除く)

※ただし、サービス計画書により休業日であってもサービスの提供を行う場合がある。

- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(指定同行援護の内容)

第6条 事業所が行う指定同行援護の内容は次のとおりとする。

- 一 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)
- 二 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- 三 排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(支給決定障害者等)から受領する費用の額及びその他の費用の額)

第7条 事業所は、指定同行援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該同行援護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定同行援護を提供した際は、当該同行援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 その他の費用の額は、次のとおりとする。

- 一 交通費

次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定同行援護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルにつき30円

(2) 通常の事業実施地域を越えた地点から往復を計算し、1キロメートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 前三項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。

5 第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者に対して事前にサービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、光市(離島を除く)周南市(離島を除く)下松市、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、指定同行援護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(契約時の書面の交付)

第10条 利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した書面を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定同行援護の内容、苦情受付窓口等を記載した書面を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第11条 指定同行援護を提供した際は、その提供日、内容、実績時間数、利用者負担額その他必要な事項を、指定同行援護の提供の都度記録するものとする。

2 前項の規定による記録に際しては、利用者から指定同行援護を提供したことについて確認を受けるものとする。

3 事業所は指定同行援護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定同行援護を提供した日から5年間保存する。

(勤務体制の確保等)

第12条 管理者は、適切な指定同行援護が提供できるよう従業員の勤務の体制を定めるとともに、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年4回

(衛生管理)

第13条 従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第14条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第15条 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(苦情解決)

第16条 指定同行援護の提供に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービスの提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第18条 指定同行援護事業について、主たる対象とする障害の種類を、身体障害者及び障害児とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修、虐待防止のための対策を検討する委員会の設置等その他必要な措置を講ずるものとする。

(身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針)

第20条 身体拘束適正化のため、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時に身体拘束適正化研修を実施する。研修の内容としては、身体拘束適正化に関する基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束適正化に資する内容とする。なお、身体拘束適正化のための研修は虐待防止研修と一体化して行うことができる。

(その他)

第21条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、光徳産業株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。